

(安八町の概要)

担い手	認定農業者：22（うち 農業法人：3 集落営農組織：2） 農家：678
農地	圃場整備が遅れている。町内全域が用排水未分離。牧地区では、土地改良区を設立し圃場整備に向け70haを整備している（令和9年度完了予定）。
機構利用	新規については、中間管理機構の利用を原則としている。

現状について

○安八町森部地区には、農業法人、集落営農組織、認定農業者がなく、一部地区外農業法人の利用権設定のほかは、数人の地区内農業者への相対の受委託が中心であった。

令和3年度に地区内の受け手4名を新たに中心的経営体と位置づけ、地区外参入者と大まかな区割りを把握・合意した。

○地区内の受け手ではカバーできないエリアについては、地区外の担い手に集積。

○集積・集約を進めるにあたっては、積極的に中間管理機構を活用しているが、一部相対での委託の状況を把握できないものがある。

取組内容

○規模縮小農家の発生と対応

地区外の受託者より、これまで引き受けていた約2haの圃場につき、令和6年産の耕作ができない旨の申し出があったため、中心経営体と位置付けた4名及び地区外参入法人と話し合いを重ね、12月には地区の農業委員、推進委員、農業委員会事務局が、地域へ出向き、地元農業者と意見交換会を実施した。

○新規参入

地区内4名の担い手ではカバーできない圃場については、新たに地区外の担い手に集約することとした。

また、地区内の集約を図るため、担い手間での入替可能な圃場の調整を行った。

当面の取り組みと方向性

話し合いを継続し、現況把握と地区における担い手の確保と交換等による農地利用の再編を目指す。

- ①現況把握、担い手確保
- ②地区割りに従った集積
- ③担い手相互の交換による集約

